

## 宇治川漁業協同組合京内共第 6 号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、宇治川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 6 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。尚、年券については、所定の顔写真 1 枚を添付して申請しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の内容においてエ欄の期間内でなければならない。

ア漁業の名称	イ漁具漁法	ウ内容	エ期間
あゆ	竿釣	1 人 1 竿以内	5 月 26 日から 12 月 31 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
	投網	1 人 1 統	
	刺網	網目 3 cm 以上	
	鵜飼漁法、つば漁法		
	水眼鏡、水視眼鏡	1 人 1 個	7 月 25 日から 9 月 15 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
こい	手釣、竿釣	素掛け禁止、 1 人 2 竿以内	1 月 1 日から 4 月 30 日まで 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
	投網	1 人 1 統	
	刺網	網目 3 cm 以上	

	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個	7月25日から9月15日まで
ふな	手釣、竿釣	素掛け禁止、 1人2竿以内	1月1日から4月19日まで 5月21日から12月31日まで
	投網	1人1統	
	刺網	網目3cm以上	
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個	7月25日から9月15日まで
うなぎ	手釣、竿釣	1人1竿以内	1月1日から12月31日まで
	水眼鏡、水視眼鏡	1人1個	7月25日から9月15日まで
はえ	竿釣	素掛け禁止、 1人2竿以内	1月1日から12月31日まで
	投網	1人1統	
	刺網	網目3cm以上	
ます類	あまご	竿釣 素掛け禁止 1人1竿以内	3月1日から9月30日までの 期間内で、組合が定めて公表する期間
	にじます		1月1日から12月31日までの 期間内で、組合が定めて公表する期間

2 漁場区域内に次の表のとおりア欄の区域においてイ欄の期間にあゆ友釣専用区を設ける。

ア区域	イ期間
白川橋上流端から天ヶ瀬吊り橋下流端まで	5月26日から12月31日までの期間 内で、組合が定めて公表する期間
志津川全域	
田原川宵待橋上流約200mの記念碑から郷之口 第3砂防堰堤まで	

3 第1項及び第2項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、地元日刊紙にこれを掲載するものとする。

4 こい、ふな及びはえを対象とする遊漁において、赤土又は粘土を混入したまき餌を使用してはならない。

(禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間内は遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
全漁業	全漁具漁法	宇治市関西電力宇治発電所の放水路を除く所	1月1日から

権魚種		有地内及び天ヶ瀬発電所所有地	12月31日まで
		宇治市天ヶ瀬ダムの上流端から上流 500m 及び下流 300mまで	
		宇治市宇治宇治橋、朝霧橋、喜撰橋、橘橋、観流橋及び白虹橋の橋上	
	投網、刺網	奥山田川本流及び支流	
投網		宇治市宇治 JR 鉄橋から塔の島上流端までの宇治川本流	3月15日から 9月30日まで

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご	12 cm
にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全漁業権魚種	第3条に規定する漁具漁法（つば漁法、鵜飼漁法を除く）	年券	8,000円
		日券	2,000円
こい、ふな、はえうなぎ	第3条に規定する漁具漁法	年券	3,000円
		日券	1,000円
あゆ	つば漁法	1期間1箇所につき	50,000円
全漁業権魚種	鵜飼漁法	1期間1経営につき	300,000円

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 あゆの日券については、釣り解禁後10日間は発行しないものとする。

- 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。  
この場合の遊漁料は、組合事務所において取り扱うものとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
小学生以下の者	免除（ただし網漁法を除く）
中学生でかつ、身分、年齢等を証する証票所持者	年券に限り第1項に規定する各料金の2分の1の額
身体障害者手帳を所持する者	

（遊漁承認証等に関する事項）

- 第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証（以下「仮遊漁承認証」という。）を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き換えなければならない。
- 3 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証及び仮遊漁承認証は、遊漁承認証及び仮遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証又は仮遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合はこの限りでない。
- 6 組合は、あらかじめ理事会において承認した範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

- 第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

（違反者に対する処置）

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払

い戻しはしないものとする。

(適用除外)

第 11 条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。